盛岡地方気象台

報　道　発　表

平成 30 年 3 月 2 日
盛岡地方気象台

岩手県の高潮警報・注意報の暫定基準の変更について

岩手県沿岸の宮古市から陸前高田市にかけての高潮警報・注意報の暫定基準を、平成 30 年３月８日（木）13 時から変更します。
これは、検潮所の観測基準面の標高の変更等に伴うものです。

岩手県の洋野町と岩泉町を除く沿岸市町村では、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による被害や、地盤沈下に伴い、高潮警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

今般、平成 29 年 2 月の国土地理院による水準点成果の公表を受け、検潮所の観測基準面の標高を変更すること等に伴い、岩手県の高潮警報・注意報の暫定基準を別紙のとおり変更することとしました。

＜暫定基準を変更する日時＞
平成３０年３月８日（木）１３時

問合せ先：盛岡地方気象台　　担当　三上・吉田
電話 019-622-7870　FAX　019-624-3049

別紙

暫定基準変更後の高潮警報・注意報の基準の一覧

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村	変更後の暫定基準（m）		現行の暫定基準（m）	
			警報	注意報	警報	注意報
沿岸北部	久慈地域	久慈市※	1.2	0.8	1.2	0.8
		普代村※	1.2	0.8	1.2	0.8
		野田村※	1.2	0.8	1.2	0.8
		洋野町	1.3	0.9	1.3	0.9
	宮古地域	宮古市※	1.0	0.7	0.9	0.6
		山田町※	1.0	0.7	0.9	0.6
		岩泉町	1.3	0.9	1.3	0.9
		田野畑村※	1.2	0.8	1.2	0.8
沿岸南部	釜石地域	釜石市※	1.1	0.8	0.9	0.6
		大槌町※	1.0	0.7	0.9	0.6
	大船渡地域 注	大船渡市※	1.1	0.8	0.9	0.6
		陸前高田市※	1.1	0.8	0.9	0.6

※　暫定基準で運用している市町村

下線付き は今回変更する暫定基準

数値は、東京湾平均海面（ＴＰ）からの高さ

注：大船渡地域には住田町も含まれるが海岸に面していないため高潮警報・注意報の発表対象外